



【編集・発行】

R 株式会社 ラックコンサルタント

川崎市 中原区 新丸子町 915-20

三井生命武蔵小杉ビル6F

TEL : 044-711-6551

FAX : 044-711-3133

mail : soudan@machi-gr.com

【発行日】平成 29 年 12 月 1 日

税理士になるために どんな努力や経験を？

回答：小野田年行税理士事務所
税理士 小野田年行



税理士試験科目は税法 3 科目、会計 2 科目の計 5 科目となっており、特徴は 1 科目づつ受験できることです。税理士登録するには 2 年間の実務経験が必要です。30 数年前はまだそろばんを使用している人がいる時代でしたので、入所試験で「そろばんが出来ないでこの業界に入ろうなんて何を考えているんだ」と言われたことがあります。会計事務所に就職するには大変苦労しました。

● 最近、印象的だったことはありますか？

① 月曜日に社長の奥さんから電話があり「主人が金曜日から帰ってきません」とのことでした。結局、社長はその後連絡が取れませんでした。女性は本当に怒ると泣きました。

② 夜 8 時ごろ会社から電話があり、「今工場が火事です。どうしましょう。」車で 5 分ぐらいなところだったので、駆けつけてバケツリレーを手伝いました。

③ 建設工事会社で給料日（現金払い）にピストル強盗が侵入。ピストルを押し付けられながらも格闘の末犯人を取り押さえました。揉み合いの際に足を撃たれ 1 か月ほど入院しました。人間最後は気力だと思いました。

● 小野田事務所の雰囲気は？

幸いに人材に恵まれ、相互の信頼関係のもと、明るい雰囲気で仕事をしています。法人、個人事業のお客様とは何 10 年にも渡ってお付き合いしているんですよ。

まちの専門家グループの土業からも度々相談を受ける大ベテランの小野田先生。常に明るく、親切、誠意をもって接することを心掛けており、どんなことで安心して話せる税理士です。

昭和 56 年 3 月 税理士登録



ご相談に来られる方に 心掛けていることは？

回答：税理士法人
誠和コンサルティング
税理士 龍岡 亮



ご相談に来られる方は様々な不安を抱えいらっしゃるので、分かりやすい言葉で丁寧に説明すること、不安を早く解消できるようにスピーディな対応をすることを心がけています。また、専門家として法令を遵守して税務調査に耐えうる申告のお手伝いをすることをポリシーとしています。

● お仕事の中で反省することは？

納税者の代理人として税務調査に立ち会うこととも税理士の大変な仕事の一つです。税務調査では調査官との見解の相違があつたり、いわゆるグレーゾーンとされる部分が争点となることがあります。税務署の指摘と事実が異なる場合には、調査官の事実認定に反論し、証

拠となる資料を収集し、抗弁書を作成するなど、少しでもお客様の税負担を少なくできるように努力します。一方、税務調査で指摘されて初めて気づくことがあると、事前に確認ができていたらと反省することもあります。

● 税理士にとって大切なことは？

税法は毎年税制改正があり国策等を反映して様々な新しい制度ができるため、常に最新の税法を勉強し、精通しなければなりません。経済取引がより複雑化、グローバル化するに伴い税法もより難解高度なものとなっていきます。時代に遅れをとらず最新の税法に精通すること、また税務以外の周辺知識にも興味を持って情報を吸収していく姿勢が大切だと思います。

明るく親しみやすい若手税理士として多方面から人気の龍岡先生。どんな案件にも真摯に取り組む姿勢で各士業からも一目置かれる存在です。

平成 26 年 税理士登録



聞いてみました。

税理士に

まちの専門家グループの

税理士は税金の専門家です。納税のアドバイスや申告書の作成はもちろん、毎年改正される税法に対応するため、最新の知識を吸収し、日々の勉強も欠かしません。まちの専門家グループの税理士もお客様の利益実現のために、日々精進！ 常に自己研鑽しています。

小野田年行 税理士事務所

〒213-0013
川崎市高津区末長 1-8-20 第一寿美家ビル 20F

私どもの事務所は私、小野田と職員 4 名計 5 人の小規模事務所。田園都市線の梶ヶ谷駅徒歩 1 分のところにあります。

業務内容は、法人の決算申告、個人の所得税確定申告が主となります。相続税の基礎控除の減額により、相続税の申告業務が増えていきます。



小規模事務所の長所は所長の目が行き届くことではないかと思います。税務相談がある場合には直接私が面談し、また、法人の決算申告時の説明にも私が対応させていただいています。

法人税、所得税、相続税等のご相談がありましたら、お気軽にご連絡ください。

税理士法人 誠和コンサルティング

〒211-0053
川崎市中原区上小田中 6 丁目 12-1 グ・モーニングビル 3F



私たち誠和コンサルティングは、お客様のビジネスの成功をサポートすることをミッションに掲げ、税務・財務・会計のプロフェッショナルとして、お客様の利益をいかに上げられるかを常に考えた情報発信とコンサルティングを行っています。



まちの専門家グループ

0120-552-447

ここにしようね

まちの専門家グループ

検索

高齢化社会にピッタリの不動産取引方法が誕生！

最近、不動産仲介業者様からこんな声がよく聞かれます。

「売却の相談は受けていたが、売主様に相続が発生してしまい、相続人間での協議がまとまらず、媒介に至らなかつた」。

「売買契約締結後、売主様が認知症を発症し、家庭裁判所の成年後見人選任手続きと自宅売却の許可申請が必要になった」。

「健康上の不安を抱えているご高齢の所有者様に、ご親族に任せて安心な取引方法を提案したい」。などなど…

不動産という大きな財産を処分するためには、現在の法律では厳格な本人確認手続が必要です。今回ご提案させていただく「不動産の売却支援信託」は、高齢者の不動産売却における様々なリスクを回避するために考案した新しい売却スキームです。高齢化社会における新しい取引の仕組みをぜひご活用ください。



家族信託による不動産取引の新しい仕組み 不動産の売却支援信託

「不動産の売却支援信託」は、不動産仲介業者様に向けた「まちの専門家グループ」の新サービス。家族信託を利用した新しい不動産取引方法です。ご高齢の所有者様から委託を受けたご親族のみで、売買契約から残金決済までスムーズに行なえます。

メリット①

信託財産は売却予定の不動産に限定いたします。スピーディーな信託契約締結と信託登記により、売買契約のタイミングを逃しません。

メリット②

受託者が売主として売買契約を締結するので、委託者（受益者）に認知症が発症しても成年後見人の選任手続きは不要です。

メリット③

売買契約締結後に、委託者（受益者）が亡くなつても、相続登記は不要です。

メリット④

居住用財産の3000万円特別控除等、税制の特例も適用可能です。

費用目安

- ① 信託契約書作成費用 10万円 + 信託登記報酬 10万円
- ② 信託登記の登録免許税 土地【固定資産税評価額の0.3%】
建物【固定資産税評価額の0.4%】

※①+②の合計が売主様にご負担いただく金額になります。



税理士からのアドバイス 平成30年分以後の所得税は要注意

税理士法人
誠和コンサルティング
税理士
龍岡亮



平成29年度税制改正により、配偶者控除・配偶者特別控除の見直しが行なわれ、控除額等が改正されました。満額38万円の控除を受けることができる配偶者の要件が、給与収入ベースで103万円から150万円に引き上げられ、「103万円の壁」を意識した就業調整を行わなくて済む仕組みとなりました。一方で、合計所得金額が900万円を超える納税者については所得金額に応じて段階

的に控除額が減額され、1,000万円を超える納税者については控除を適用できなくなるなど、増税となる世帯もあるので注意が必要です。また、企業の配偶者手当や社会保険の問題などもありますので、個別の事情については税理士に相談されるのがいいでしょう。なお、これらの改正は平成30年分以後の所得税について適用されます。



【税金編】

監修
税理士法人
誠和コンサルティング

【所得控除】

所得税額を計算するときに各納税者の個人的事情を加味し、所得の金額から一定額を差し引きます。これを所得控除といいます。所得控除には、医療費控除、生命保険料控除、配偶者控除、基礎控除など14種類あります。

【固定資産税】

固定資産税とは、土地・家屋など固定資産の所有者に市町村が賦課する税金です。平成29年度税制改正ではタワーマンションの固定資産税の見直しが話題となりました。40階建のマンションの最上階では、およそ1割程度の増税となるようです。

【青色申告】

青色申告とは、納税者が複式簿記の手法に基づいて帳簿を記載し、その記帳から正しい所得税及び法人税を計算して申告することです。青色申告をしている納税者は税務上様々な特典を受けることができます



辛坊治郎氏 講演会

10月12日(木) 16:00~17:30 エポック中原



誠和コンサルティングでは年に一度、著名人をお招きして講演会を開催し、好評を博しています。

9回目となる今回は元アナウンサーでニュースキャスターの辛坊治郎氏を迎え、政治経済を中心に日本の明日を読み解いていただきました。

講演で辛坊氏は景気拡大が続く現在であるが、今後も上向き続けることはなく、近い将来大きな景気変動があるとの見解を示されました。

また、これから日本が抱える最大のリスクは“長生きリスク”であると指摘され、長寿社会への準備が必要とお話し下さいました。

その他、国政や日中関係、芸能界のこぼれ話などに触れ、笑いも交え約1時間半にわたり、軽快な辛坊節で観客を惹きつけました。

当日は500名以上の方が参加され、大好評の講演会となりました。

税理士法人 誠和コンサルティング／税理士 鎌倉喬男



夫婦で楽しめる ウェイクボード!



地元が海の近くなので、毎年の夏や旅行に行った時はウェイクボードを楽しんでいます。実は私が継続しているスポーツはウェイクボードだけです。始めたのは10代の頃ですが、元々水上スキーを小さい頃からやっていたこともあり、海でできるスノーボード感覚すぐにハマりました。

以前はどれだけ高く跳べるかに集中して練習していましたが、最近では毎年ウェイクボードができるだけ満足しています。

最近では妻にもウェイクボードを教えて、旅行先でも夫婦で趣味を共有できています。

海上をウェイクボードで滑りながら見る景色や感覚は最高のリフレッシュになります。初めての方でも意外と簡単にできますので是非チャレンジしてみて下さい。

今後も長く続けられるように日々の運動も頑張ります!!



株式会社 マネパラ
ファイナンシャルプランナー 若杉光



『健康で長生き』できれば一番良いのですが、高齢に進むにつれ、認知症や身体的な障がいなどの理由で意思判断能力を喪失してしまうケースが増加しています。もし認知症を発症すると、相続対策ができなくなります。そこで最近注目されているのが「家族信託」。健康なうちに財産を信頼できる家族に託すという、財産管理の新しい仕組みです。まちの専門家グループでもこの「家族信託」のサービスを始めました。ご興味のある方はぜひお問い合わせください。



まちの専門家グループ ☎ 0120-552-447

ここにしようね

まちの専門家グループ

検索